

会社法制の現代化に関する 要綱試案

目次

第1部 基本方針	1
1 会社法制の現代語化	1
2 実質改正	1
第2部 総則関係	2
1 会社の商号	2
(1) 商号の登記	2
(2) 不正競争目的の商号使用	2
2 支店の所在地における登記事項	2
3 使用人	2
(1) 支配人の登記	2
(2) 会社の支配人の競業避止義務等	3
第3部 合名会社・合資会社関係	4
1 合名会社・合資会社の会社類型の取扱い	4
2 一人合名会社	4
3 法人無限責任社員	4
4 株式会社への組織変更	4
第4部 株式会社・有限会社関係	5
第1 総論	5
1 株式会社と有限会社の規律の一体化	5
2 譲渡制限株式会社における有限会社型機関設計の選択的採用	5
第2 設立等関係	6
1 最低資本金制度	6
(1) 設立時における払込価額規制	6
(2) 剰余金分配規制	6
(3) 表示規制	6
2 払込取扱機関	6
3 募集設立	7
4 設立時の定款記載事項	7
(1) 株式会社の設立時の定款記載事項	7
(2) 発起人の引き受ける株式に関する事項	7

(3) <u>有限会社の定款記載事項</u>	7
<u>5 事後設立</u>	7
(1) <u>検査役の調査</u>	7
(2) <u>事後設立規制の適用範囲</u>	8
<u>6 現物出資・財産引受け</u>	8
(1) <u>検査役の調査を要しない場合</u>	8
(2) <u>現物出資等に関する関係者の責任</u>	8
<u>第3 株式・持分関係</u>	9
<u>1 株式等の譲渡制限制度</u>	9
(1) <u>株主・社員間の譲渡に係る取扱い</u>	9
(2) <u>譲渡制限に係る定款記載事項</u>	9
(3) <u>一部の種類の株式についての譲渡制限の定め</u>	9
(4) <u>取得者からの承認手続と名義書換手続</u>	10
<u>2 市場取引等以外の方法による自己株式等の買受手続</u>	10
(1) <u>買受手続</u>	10
(2) <u>特定の場合における手続の特例</u>	11
<u>3 自己株式に係る株主の権利の内容</u>	11
<u>4 子会社による親会社株式の取得</u>	12
<u>5 自己株式の市場取引による売却</u>	12
<u>6 株式の消却</u>	12
(1) <u>消却に関する定款規定の設定手続等</u>	12
(2) <u>定款に基づかない強制消却</u>	12
(3) <u>授權株式数の変更の取扱い</u>	13
<u>7 種類株式</u>	13
(1) <u>有限会社における種類株式に相当する制度</u>	13
(2) <u>剰余金分配・議決権等に関する別段の定め</u>	13
(3) <u>議決権制限株式等の発行限度</u>	13
(4) <u>強制転換条項付株式</u>	13
(5) <u>種類株式の内容に係る定款変更</u>	13
<u>8 法定種類株主総会</u>	14
(1) <u>商法 345 条 1 項の要件</u>	14
(2) <u>商法 346 条の規定による種類株主総会</u>	14
(3) <u>議決権制限株主の買取請求権</u>	14
<u>9 端株・単元株</u>	14
<u>10 議決権制限株主その他の株主の少数・単独株主権等</u>	15
(1) <u>議決権基準・株式数基準</u>	15
(2) <u>株主総会に関連する少数・単独株主権等</u>	15
(3) <u>特定の決議事項に関連する少数株主権等</u>	15

(4) <u>少数株主権と少数社員権の行使要件</u>	16
(5) <u>株主名簿等の閲覧・謄写請求権</u>	16
1 1 <u>基準日</u>	16
(1) <u>基準日後の株主の議決権</u>	16
(2) <u>新株主の配当起算日</u>	16
1 2 <u>新株発行及び増資の手続</u>	17
(1) <u>譲渡制限株式会社の新株発行手続</u>	17
(2) <u>有限会社の増資手続</u>	17
(3) <u>株式申込証の用紙</u>	17
(4) <u>新株発行等の際の公告・通知</u>	18
1 3 <u>新株発行無効の訴え等</u>	18
(1) <u>提訴期間</u>	18
(2) <u>提訴可能期間中の口頭弁論の開始</u>	18
1 4 <u>株主に対する通知又は公告の在り方</u>	18
第4 <u>機関関係</u>	19
1 <u>株主総会・社員総会</u>	19
(1) <u>株主提案権の行使期限</u>	19
(2) <u>招集地</u>	19
(3) <u>総会検査役</u>	19
(4) <u>書面投票・電子投票</u>	19
(5) <u>議決権の不統一行使・代理人の数</u>	20
(6) <u>書面決議</u>	20
(7) <u>特別決議の決議要件</u>	20
2 <u>取締役の資格</u>	20
(1) <u>資格制限</u>	20
(2) <u>欠格事由</u>	21
3 <u>取締役の任期</u>	21
4 <u>取締役の選解任</u>	21
(1) <u>累積投票制度</u>	21
(2) <u>解任決議の決議要件</u>	21
5 <u>取締役会の書面決議</u>	22
6 <u>取締役に係る登記</u>	22
(1) <u>共同代表取締役</u>	22
(2) <u>社外取締役</u>	22
(3) <u>代表取締役等の住所</u>	22
7 <u>取締役の責任</u>	22
(1) <u>任務懈怠責任</u>	22
(2) <u>違法な剰余金の分配に係る責任</u>	23

(3) <u>期末のてん補責任</u>	24
(4) <u>利益相反取引に係る責任</u>	24
(5) <u>株主の権利行使に関する利益供与に係る責任</u>	26
<u>8 代表訴訟</u>	26
<u>9 監査役</u>	27
(1) <u>監査役の権限</u>	27
(2) <u>補欠監査役</u>	27
<u>10 使用人兼務取締役等</u>	27
(1) <u>委員会等設置会社における取締役の使用人兼務</u>	27
(2) <u>委員会等設置会社における使用人兼務執行役の報酬</u>	27
<u>11 会計監査人</u>	27
(1) <u>会計監査人の設置強制的範囲</u>	27
(2) <u>会計監査人の任意設置の範囲</u>	28
(3) <u>会計監査人が設置される場合の機関設計等</u>	28
(4) <u>会計監査人が不適法意見を述べている場合の措置</u>	29
(5) <u>会計監査人の会社に対する責任</u>	29
(6) <u>会計監査人の報酬</u>	29
(7) <u>会計監査人の欠格事由</u>	30
(8) <u>会計監査人の登記</u>	30
<u>12 その他</u>	30
(1) <u>重要財産委員会制度</u>	30
(2) <u>大会社・みなし大会社に係る機関設計</u>	30
<u>第5 計算関係</u>	31
<u>1 剰余金の分配に係る規制</u>	31
(1) <u>会社財産の払戻しに対する横断的規制</u>	31
(2) <u>現物配当</u>	31
(3) <u>剰余金分配限度額の計算方法</u>	31
(4) <u>分配可能限度額の算定の基準時等</u>	32
(5) <u>利益処分等に対する会計監査人の関与</u>	32
<u>2 資本・準備金</u>	33
(1) <u>資本の組入れ基準</u>	33
(2) <u>欠損てん補のための資本減少の決議要件</u>	33
(3) <u>利益準備金</u>	33
(4) <u>準備金の積立て</u>	33
(5) <u>法定準備金の減少額の上限規制</u>	33
(6) <u>自己株式の処分差益の計算上の取扱い</u>	33
<u>3 組織再編行為の際の資本の部に係る計算関係</u>	34
(1) <u>株式交換・株式移転の場合</u>	34

(2) <u>資本増加限度額の算定の際の控除額</u>	34
(3) <u>組織再編行為の際の剰余金の計上</u>	34
(4) <u>いわゆる「合併差損」等が生ずる場合の取扱い</u>	34
4 <u>分配機会及び決定機関の特例並びに役員賞与等</u>	35
(1) <u>分配機会及び決定機関の特例に関する定款の定め</u>	35
(2) <u>(1)の定款の定めがある会社の定時総会</u>	35
(3) <u>株主からの配当議題提案権</u>	36
(4) <u>取締役等に対する財産上の利益の取扱い</u>	36
5 <u>開示・監査関係</u>	37
(1) <u>附属明細書</u>	37
(2) <u>利益処分案・損失処理案</u>	37
(3) <u>決算公告</u>	37
第6 <u>社債・新株予約権関係</u>	38
1 <u>有限会社の社債・新株予約権・新株予約権付社債</u>	38
2 <u>社債総則に関する規定の整理</u>	38
(1) <u>社債の発行事項の決定</u>	38
(2) <u>社債関連規定</u>	38
3 <u>社債管理会社</u>	38
(1) <u>「約定権限」の行使</u>	38
(2) <u>社債管理会社の辞任</u>	39
(3) <u>社債管理会社の責任</u>	39
(4) <u>法的倒産手続における社債管理会社の権限</u>	39
(5) <u>債権者保護手続における社債管理会社の権限</u>	39
4 <u>社債権者集会</u>	40
(1) <u>決議事項の許可</u>	40
(2) <u>特別決議の成立要件</u>	40
5 <u>一株に満たない端数の処理</u>	40
6 <u>強制転換条項付新株予約権付社債</u>	40
7 <u>組織再編行為に際しての新株予約権等の承継</u>	41
(1) <u>承継の手続</u>	41
(2) <u>株式交換・株式移転の際の新株予約権付社債の承継</u>	41
8 <u>新株予約権付社債の譲渡等</u>	41
9 <u>社債の銘柄統合</u>	41
10 <u>社債権者による書面投票制度</u>	42
第7 <u>組織再編関係</u>	43
1 <u>対価柔軟化</u>	43
2 <u>簡易組織再編行為</u>	43
(1) <u>簡易組織再編行為の要件</u>	43

(2) <u>譲渡制限株式会社についての取扱い</u>	43
3 <u>略式組織再編行為</u>	44
4 <u>効力発生</u>	44
5 <u>人的分割における財源規制</u>	44
第8章 <u>清算関係</u>	45
1 <u>清算手続への裁判所の関与</u>	45
2 <u>清算中の会社の機関</u>	45
(1) <u>清算中の株式会社の清算人会</u>	45
(2) <u>清算中の株式会社の監査役</u>	45
3 <u>清算中の会社がすべき公告</u>	45
(1) <u>債権申出の公告</u>	45
(2) <u>清算中の会社の決算公告</u>	45
4 <u>清算中の会社の配当等</u>	46
(1) <u>残余財産分配の現物交付</u>	46
(2) <u>会社財産の株主に対する払戻し</u>	46
5 <u>清算終了登記後の資料の保存者</u>	46
第9章 <u>その他</u>	47
1 <u>子会社に関する規定</u>	47
2 <u>会社整理・特別清算</u>	47
第5部 <u>外国会社関係</u>	48
1 <u>擬似外国会社</u>	48
2 <u>外国会社の日本における代表者</u>	48
第6部 <u>その他</u>	49
1 <u>新たな会社類型</u>	49
2 <u>罰則</u>	50
3 <u>関連規定の整備</u>	50

会社法制の現代化に関する要綱試案

第1部 基本方針

1 会社法制の現代語化

会社に関して規定する商法第2編，有限会社法，株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）等について，次のような方針による現代語化を行うものとする。

- (1) 片仮名文語体で表記されている商法第2編，有限会社法等の各規定について，平仮名口語体化を図る。
- (2) 用語の整理を行うとともに，解釈等の明確化についても必要に応じ規定の整備を行う方向で検討する。
- (3) 商法第2編，有限会社法，商法特例法等の各規定については，これらを一つの法典（会社法（仮称））としてまとめ，分かりやすく再編成する。

2 実質改正

会社法制の現代語化の作業に合わせ，会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正等を行うとともに，最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等「会社法制の現代化」にふさわしい内容の実質的な改正を行うものとする（第2部から第6部まで参照）。

第2部 総則関係

1 会社の商号

(1) 商号の登記

会社に係る商法 19 条による規制は、廃止するものとする。

(注1) 会社に係る商業登記法 27 条による規制についても、同様とする。

(注2) 商号の登記に係る規制を廃止する場合には、「会社の目的」として定款に記載できる内容を柔軟化することが可能となる。

(注3) 既に登記されている会社と同一の住所の会社は、行う営業のいかんにかかわらず、当該他の会社と同一の商号を登記することができないものとする。

〔関連規定〕 商法 19 条，商業登記法 27 条

(2) 不正競争目的の商号使用

会社に係る不正競争目的の商号使用の差止め等に関する規定（商法 20 条）の取扱いについては、次のいずれかの案で見直しを行うものとする。

a 案 現行規制を維持する。

b 案 商法 20 条 1 項を維持し、同条 2 項（不正競争目的に関する推定規定）を削除する。

c 案 商法 20 条を削除する。

(注) 不正目的の商号使用に関する規制（商法 21 条）は維持するものとする。

〔関連規定〕 商法 20 条，21 条

2 支店の所在地における登記事項

会社の支店の所在地において登記すべき事項は、会社の商号、本店の所在地、当該支店の所在地に限るものとする。

〔関連規定〕 商法 10 条

3 使用人

(前注) 会社の使用人に関しては、商業使用人の規定を適用せず、これに相当する規定を会社法（仮称）において設けるものとする。

(1) 支配人の登記

支配人の登記については、本店の登記簿において、支配人とその支配人が代理権を有する本店又は支店を登記するものとする。

(注) 支店における登記の効力に関する規定は、削除するものとする。

〔関連規定〕 商法 40 条，13 条

(2) 会社の支配人の競業避止義務等

会社の支配人について、営業主の許諾がなければ、みずから営業を行うことや、会社の無限責任社員や取締役等となることを禁止する規制を見直し、取締役と同様の競業避止義務のみを負うものとするものの当否等については、なお検討する。

(注) 支配人の競業行為等に関する「営業主の許諾」については、取締役会を設置する会社においては取締役会、取締役会が設置されない会社においては原則として取締役を許諾機関とするものとする。

〔関連規定〕 商法 41 条 1 項，有限会社法 26 条

第3部 合名会社・合資会社関係

1 合名会社・合資会社の会社類型の取扱い

合名会社と合資会社の両会社類型について、一つの会社類型として規律する方向で検討する。

(注1) 合資会社のすべての有限責任社員が退社した場合であっても、当該会社は解散しないものとする。

(注2) 両会社の商号の取扱いについては、社員中に有限責任社員が存する場合には、「合資会社」の商号使用を義務付け、この義務に違反して「合名会社」の商号を使用した場合においては、有限責任社員は、会社債権者に対して無限責任社員と同様の責任を負うものとする方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 147 条, 162 条

2 一人合名会社

無限責任社員一人のみの合名会社の設立・存続を許容するものとする。

(注) 社員が一人となった場合であっても、当該会社は解散しないものとする。

〔関連規定〕 商法 94 条 4 号

3 法人無限責任社員

会社が他の会社の無限責任社員となることのできないとする規定は、廃止する方向で検討する。

(注) 法人が合名会社・合資会社の業務を執行する社員となる場合について、その適切な管理運営の確保等の観点から、当該法人の職務執行者の指定等に関し、所要の措置を講ずる方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 55 条

4 株式会社への組織変更

合名会社・合資会社から株式会社への組織変更を認めるものとする。

(注1) 組織変更の手續等については、合名会社・合資会社同士が株式会社を新設会社とする合併をする場合の手續等と同様とする。

(注2) 合名会社・合資会社と株式会社との合併、合名会社・合資会社同士による株式会社を新設会社とする合併に関する制度の見直しの要否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 56 条, 100 条等, 411 条

第4部 株式会社・有限会社関係

第1 総論

1 株式会社と有限会社の規律の一体化

多くの株式会社の実態等を踏まえ、株式会社に関する規律について、有限会社に関する規律との一体化を図るものとする。

(注) 株式会社と有限会社の両会社類型について、一つの会社類型として規律する方向で検討する。

2 譲渡制限株式会社における有限会社型機関設計の選択的採用

譲渡制限株式会社について、現行の有限会社の機関に関する規律に相当する規律の選択を認めるものとする。

(注1) 「現行の有限会社の機関に関する規律に相当する規律」の主なものは、次のとおりである。

法定の機関たる「取締役会」が設置されない。

取締役の員数は、一人以上で足りる。

株主総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。

監査役の設定は、義務付けられない。

取締役・監査役の任期規制がない。

取締役の資格について、定款をもって株主に限定することも禁止されない。

取締役の選任決議の定足数について、特別の規制がない。

株主総会招集通知への会議の目的事項の記載又は記録を要しない。

各株主に単独株主権として総会における議題提案権が認められる。

株主総会の会日の一週間前(定款で短縮可能)までに招集通知を発すれば足りる。

(注2) 「譲渡制限株式会社」とは、発行する全部の種類株式について、その譲渡につき承認を要する旨の定款の定めがある株式会社(第3・1(3)参照)をいう。

(注3) 譲渡制限株式会社のうち大会社に相当するものの機関設計の選択については、第4・11参照。

〔関連規定〕 商法第二編第四章第三節、有限会社法第四章

第2 設立等関係

1 最低資本金制度

(前注) 最低資本金制度は、設立に際して払い込むべき金銭等の価額、剰余金分配規制における純資産額、資本として表示することができる額のそれぞれの下限規制という機能を有するところ、それぞれの機能ごとに、次のような見直しを行うものとする。

(1) 設立時における払込価額規制

株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額(設立要件としての最低資本金(株式会社:1,000万円,有限会社:300万円))については、以下のいずれかの案で見直しを行うものとする。

a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。

b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円,10万円等)とする。

c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。

(注) b案又はc案を採用する場合において、法人格濫用の防止の観点から、例えば会社の不法行為に関する会社関係者の責任の強化等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

(2) 剰余金分配規制

(1)においてb案又はc案を採用する場合であっても、純資産額が一定の金額(例えば、300万円)未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に分配することができないものとする。

(3) 表示規制

(1)においてa案又はb案を採用する場合であっても、会社成立後資本として表示することができる額については、下限規制を設けないものとする。

(注) (1)においてa案又はb案を採用する場合において、会社成立後純資産額が最低資本金額に満たなくなる事態が生じても、現行法制と同様、特別の規定は設けないものとする。

〔関連規定〕 商法168条ノ4,有限会社法9条

2 払込取扱機関

設立の登記の受理に際しての払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、その証明手段を現行の払込金保管証明に限定せず、残高証明等によれば足りるものとする。

(注1) 会社成立後の新株発行、新株予約権の行使による新株発行の場合等についても、同様の手当てをするものとする。

(注2) 現行法上、銀行・信託会社等の金融機関に限定されている払込取扱機関の範囲の拡大については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 178 条, 189 条, これらの準用規定

3 募集設立

株式会社の設立手続のうち募集設立という方法を廃止し、発起設立に一本化するものとする。

(注) 募集設立を廃止することに伴い、発起設立手続に関して見直すべき点があるかどうかについて、実務上のニーズを踏まえ、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 174 条から 187 条まで

4 設立時の定款記載事項

(1) 株式会社の設立時の定款記載事項

「会社の設立に際して発行する株式の総数」(商法 166 条 1 項 6 号)を「会社の設立に際して出資すべき額」に改めるものとする。

(2) 発起人の引き受ける株式に関する事項

会社の設立に際して発行する株式の種類、数及びその割当てに関する事項については、定款又は発起人全員の同意をもって定めるものとする。

(注) 定款記載事項である「会社が発行する株式の総数」は、引受後設立前に発起人全員の同意をもって定めることもできるものとする。

(3) 有限会社の定款記載事項

「資本の総額」及び「出資一口の金額」については、定款記載事項から削除するものとする。

(注1) 有限会社の資本組入れに関しては、株式会社と同様、払込金額の2分の1以上を組み入れるべきものとする。

(注2) 有限会社の自己持分を消却する場合には、社員総会の特別決議を要しないものとする。

「各社員の出資の口数」については、定款記載事項から削除するものとし、設立時に払い込むべき額及び設立時の各社員の出資の口数等については、(1)及び(2)と同様の手当てをするものとする。

〔関連規定〕 商法 166 条 1 項, 168 条ノ2, 有限会社法 6 条 1 項 3 号, 4 号, 6 号

5 事後設立

(1) 検査役の調査

事後設立の際の検査役の調査制度については、廃止するものとする。

(2) 事後設立規制の適用範囲

事後設立につき株主総会の決議の要否を画する基準については、営業全部の譲受けにつき株主総会の決議の要否を画する基準（第7・2(1)参照）に合わせるものとする。

新設合併、新設分割又は株式移転により設立された会社については、事後設立規制が課せられないことを明確化するものとする。

〔関連規定〕 商法 246 条、有限会社法 40 条 3 項・4 項

6 現物出資・財産引受け

(1) 検査役の調査を要しない場合

少額特例

会社設立時については、「資本の5分の1」という要件を廃止し、例えば「500万円」という金額の要件に一本化するものとする。

(注) 「500万円」という額については、設立時における払込価額規制の在り方との関係も含めて、なお検討する。

市場価格のある有価証券

現物出資・財産引受けに際して検査役の調査を要しない有価証券の範囲を「取引所の相場のある有価証券」から「市場価格のある有価証券」に拡大するものとする。

会社に対する金銭債権

会社に対する金銭債権のうち履行期が到来しているものを当該債権額以下で出資をする場合には、検査役の調査を不要とするものとする。

(注1) 相殺禁止に関する規定については、金銭で払い込むべきものと定められている場合における引受人からの相殺を禁止する旨の規定に変更するものとする。

(注2) 債権の存在を証するための手当てについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 173 条、200 条、280 条ノ8、有限会社法 12 条ノ2、52 条ノ3、57 条

(2) 現物出資等に関する関係者の責任

株式会社の発起人・取締役（現物出資者又は財産の譲渡人を除く。）が財産価格の調査について過失がないことを証明した場合には、財産価格てん補責任を負わないものとする。

(注1) 会社成立後の新株発行において、会社との間に利害関係のない者が過失なく現物出資をし、事後的に責任を問われる場合について、当該者に出資の取消権を認めるかどうかについては、なお検討する。

(注2) 有限会社の取締役・社員（現物出資者又は財産の譲渡人を除く。）についても、同様の措置を講ずるものとする。

〔関連規定〕 商法 192 条ノ2 第1項、280 条ノ13ノ2 第1項等

第3 株式・持分関係

1 株式等の譲渡制限制度

(1) 株主・社員間の譲渡に係る取扱い

有限会社における社員間の持分の譲渡については、譲渡制限株式会社の株式の譲渡と同様、原則として会社の承認を要するものとする。

譲渡制限株式会社及び有限会社においては、定款をもって、株主又は社員間の譲渡につき承認を要しない旨を定めることができるものとする。

〔関連規定〕 商法 204 条 1 項ただし書、有限会社法 19 条 2 項

(2) 譲渡制限に係る定款記載事項

株式・持分の譲渡制限制度に関して、定款をもって、次に掲げる事項を定めることができるものとする。

特定の属性を有する者に対する譲渡については、承認権限を代表取締役等に委任し、又は承認を要しないものとする。

相続、合併等の譲渡以外の事由による株式・持分の移転についても、承認の対象とすること。

譲渡を承認しない場合において先買権者の指定の請求があったときの先買権者をあらかじめ指定しておくこと。

株式会社において株主総会を承認機関とすること。

〔関連規定〕 商法 204 条 1 項ただし書、有限会社法 19 条 2 項

(3) 一部の種類の株式についての譲渡制限の定め

譲渡制限種類株式

定款をもって、一部の種類の株式の譲渡についてのみ承認を要することを定めることを認めるものとする。

(注) 一部の種類の株式について譲渡制限の定めがある会社の株式発行手続については、原則として、取締役会の決議によることとし、各種類の株主の保護は拒否権の設定によるが、発行される種類株式が譲渡制限種類株式である場合には、当該種類株式の株主にその持株数に応じて割り当てるときを除き、当該種類株式に係る種類株主総会の決議を要するものとする。

種類株式発行後の譲渡制限の定め方

発行後の種類株式について譲渡制限の定めをすることを認める場合には、次のような制度として整理するものとする。

イ 株主総会の特別決議のほか、譲渡制限の定めを設ける種類株式に係る種類株主総会及びその種類の株式に転換する転換予約権付株式又は強制転換条項付株式に係る種類株主総会の各特殊決議を要し、当該各種類の反対株主に株式買取請求権を与える。

ロ イの株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付せられているものを含む。）を発行している場合には、当該新株予約権を有する新株予約権者に買取請求権を与える。

（注1） 譲渡制限の定めをするための種類株主総会の決議要件として、特殊決議を要するものとするかどうかについては、なお検討する。

（注2） 行使され得る新株予約権がある場合には譲渡制限の定めができないものとする規定（商法 348 条 3 項）は、削除するものとする。

〔関連規定〕 商法 348 条

(4) 取得者からの承認手続と名義書換手続

譲渡につき会社の承認を要する株式・持分の取得者から会社に対して承認を請求する手続は、名義書換請求のために要求される手続と同様のものとし、承認なく株式を取得した者からの名義書換請求については、会社はその取得を承認せず名義書換えを拒むことができるものとする。

承認を拒否された取得者は、会社に対し、先買権者の指定を請求することができるものとする。

〔関連規定〕 商法 204 条ノ 5，有限会社法 19 条 7 項

2 市場取引等以外の方法による自己株式等の買受手続

(1) 買受手続

市場取引・公開買付け以外の方法による自己株式の買受け制度については、次のように整理するものとする。

株主総会の普通決議により、買い受ける株式の種類、総数及び総額並びに 1 年を超えない範囲内の買受け期間を決議し、取締役会（取締役会が設置されない会社にあつては、取締役）に対し授權することができる。

（注） により定める一回の買付けにおける買受株式の数等に条件を付することその他株主総会で定めるべき事項については、なお検討する。

の決議後、取締役会は、買い受ける株式の種類、一株当たりの買受価格及び買受請求期間並びに総数又は価額の総額を定めるときはその内容を決定し、株主に対して通知又は公告をする。

株主は、 の買受請求期間内に、買受けを請求する株式の種類及び数を会社に通知して株式の買受請求をすることとし、会社は、請求した株主の株式を買い受ける。

（注1） 請求により買い受けるべき株式の数・価額の合計が の数又は総額、 で定めた総数又は総額を超える場合には、按分して買い受けるものとする。

（注2） 自己株式の買受けの授權決議を定時総会においてのみすることができるものとする規制については、取得の方法のいかんにかかわらず、廃止するものとする。

(注3) の請求ができる株主を、 の決議を行う際に、会社が定めた者と売主に追加すべき旨を請求した者に限定する現行制度を維持するかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 210 条 2 項 2 号・5 項から 8 項まで、有限会社法 24 条 1 項

(2) 特定の場合における手続の特例

合併等の場合

合併、会社分割、営業全部の譲受けの場合において相手方の保有する自己株式を取得する場合には、これらの行為により取得する自己株式の種類及び数を開示した上で、(1)の手続によらず、当該自己株式の取得をすることができることを明確化するものとする。

(注) 営業の一部の譲受けの場合についての取扱いについては、なお検討する。

譲渡制限株式会社における先買権者の指定

先買権者の指定の請求に対し、会社自身を買受人と指定した場合においては、譲渡人を除いた株主による株主総会の特別決議によって、買受けを承認するという現行制度を維持するものとする。

(注) 買取価格の上限を株主総会で定めるものとしては、どうか。

譲渡制限株式会社における相続又は合併

譲渡制限株式会社がその株式を相続又は合併により取得した者から買い受ける場合には、 と同様の手続によるものとする。

市場価格のある株式を市場価格で買い受ける場合

市場価格のある株式を市場価格で特定者から買い受ける場合には、(1)の手続によらずに買い受けることを認めるものとする。

(注) 譲渡人を除いた株主による株主総会の特別決議によって、その買受けを承認するものとする。

その他の場合における特例

現行法で認められている場合及び から までに掲げる場合以外に、(1)の手続によらずに、自己株式を買い受けることを認めるかどうか、認める場合における要件・手続の在り方等については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 204 条ノ 3 ノ 2 , 210 条 , 220 条 , 224 条ノ 5 等

3 自己株式に係る株主の権利の内容

自己株式については、株式の分割、併合及び強制転換等ある種類の株式につき一律に、かつ、当然に効力が生ずべき場合を除き、配当請求権その他の自益権を認めないものとする。

(注) 「その他の自益権」には、残余財産分配請求権、新株の引受権、合併等の場合における株式の割当て等が含まれる。

〔関連規定〕 商法 293 条等

4 子会社による親会社株式の取得

商法 211 条ノ 2 第 1 項各号に掲げる場合のほか、子会社が他の会社の組織再編行為により親会社株式の割当てを受ける場合、子会社が行う組織再編行為に際して親会社株式の割当てをするために取得する場合についても、子会社が親会社株式を取得することができるものとする。

(注) 親会社又は子会社につき財源規制・手続規制を講じて子会社による親会社株式の取得等に係る禁止規定自体を削除するかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 211 条ノ 2

5 自己株式の市場取引による売却

市場価格のある株式に係る自己株式について、新株発行類似の手続を経ずに、自己株式を市場取引により売却することの可否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 211 条

6 株式の消却

(1) 消却に関する定款規定の設定手続等

利益による強制消却に関する定款規定の会社成立後の新設又は変更については、総株主の同意を要するものとする。

(注 1) 償還株式に関する定款規定の当該種類株式の発行後の新設又は変更についても、当該種類株式の株主全員の同意を要するものとする。

(注 2) 株主の持株数に応じない方法(抽選で消却する株式を決定するものも含む。)による強制消却は、定款の定めがある場合に限り、認めるものとする。

(注 3) 自己株式の買受け手続及びその特例(2 参照)と定款の定めに基づく有償消却との関係の整理については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 213 条

(2) 定款に基づかない強制消却

株主の持株数に応じた株式の一部の強制消却

株式の一部につき株主の持株数に応じて行う強制消却は、株式併合として整理するものとする。

定款に基づかない株主の多数決による強制消却

会社が債務超過である場合に限り、一又は二以上の種類の株式について、その株主の多数決により、その全部を無償で強制消却することを認める方向で検討する。

(注) 仮に、これを認めない場合には、法的倒産手続においてのみ定款に基づかない株主の多数決による強制消却を認めるものとする。

〔関連規定〕 商法 213 条, 214 条, 有限会社法 24 条 1 項, 58 条 1 項 5 号, 63 条 2 項等

(3) 授権株式数の変更の取扱い

株式の消却がされた場合における「会社が発行する株式の総数」については、定款又は株主総会の決議により減少することを定めた場合にのみ減少するものとする方向で検討する。

(注) 株式の併合がされた場合についても、同様とするものとする。

7 種類株式

(1) 有限会社における種類株式に相当する制度

有限会社において、種類株式に相当する制度を認めるものとする。

(2) 剰余金分配・議決権等に関する別段の定め

取締役会が設置されない譲渡制限株式会社においては、剰余金分配、議決権等に関し、定款をもって別段の定めを置くことができるものとする。

(注1) 別段の定めをした場合における株主・社員の保護の在り方については、種類株式を発行した場合における各種類の株主の保護のための制度と同様の措置を講ずる方向で、なお検討する。

(注2) 取締役会の有無にかかわらず、譲渡制限株式会社全般についても認めるかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 有限会社法 39 条，44 条，73 条

(3) 議決権制限株式等の発行限度

有限会社及び取締役会が設置されない譲渡制限株式会社においては、議決権制限株式の発行限度に関する規制を撤廃するものとする。

(注) 取締役会の有無にかかわらず、譲渡制限株式会社全般についても撤廃するかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 222 条 5 項，6 項，8 項

(4) 強制転換条項付株式

定款の定めによる転換

定款の定めに従い、公告・通知等の期間の満了を待たずに強制転換することを認めるものとする。

転換の条件

転換の条件については、転換予約権付株式と同様、発行の際の株主総会又は取締役会の決議により定めることができるものとする。

〔関連規定〕 商法 222 条ノ 8，222 条ノ 9

(5) 種類株式の内容に係る定款変更

種類株式の内容のうち、その決定を取締役会等の決議に委ねた事項については、当該取締役会等の決議が行われた際に定款が変更されたものとみなすものとする。

〔関連規定〕 商法 222 条 3 項，222 条ノ 2 第 2 項

8 法定種類株主総会

(1) 商法 345 条 1 項の要件

商法 345 条 1 項に規定する定款の変更は、当該種類株式の内容を変更する場合及び新たな種類株式の定めを置き、又は他の種類株式の内容を変更し、若しくは他の種類株式を発行することができる数を引き上げる場合に限るものとする。

〔関連規定〕 商法 345 条

(2) 商法 346 条の規定による種類株主総会

ある種類株式につき、あらかじめ定款をもって、商法 346 条の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めることができるものとする。

(注 1) 当該種類株式の発行後にこの定款の定めを設けるときは、当該種類の総株主の同意を要するものとする。

(注 2) この定款の定めがある種類株式に係る種類株主は、合併等の組織再編行為に際して、買取請求権を行使することができるものとする。

(注 3) 商法 346 条後半部分に掲げる事項（現行法は、合併、分割、株式交換及び株式移転のみ規定している。）の見直しの要否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 346 条、222 条 11 項

(3) 議決権制限株主の買取請求権

組織再編行為の際の株主の買取請求権に関しては、次に掲げる株主が行使することができるものとする。

株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を行使する機会のある株主にあつては、当該株主総会の開催前に反対の意思を通知し、当該株主総会において反対した株主

株主総会において議決権を行使する機会のない株主にあつては、会社が指定する期間（公告・通知後 2 週間）内に反対の意思を通知した株主

9 端株・単元株

端株制度と単元株制度とを一本化するものとする。

(注 1) 端株制度・単元株制度のいずれの制度に一本化するかについては、両制度を次のいずれかの案のように整理した上で、端株制度を廃止する方向で、なお検討する。

a 案 端株主・単元未満株主が有する権利内容を同一にする。

(注) 同一にする場合の権利の内容については、自益権については定款の定めによる制限を認め、共益権については与えない、自益権については定款の定めによる制限を認めず、共益権については定款の定めによる制限を認める、自益権のほか、議決権に関するもの以外の共益権を与えるものとすることが考えられる。

- b案 株主総会の特別決議により両制度間の移行を認める現行制度を実質的に維持し、株主総会の特別決議により単元未満株主が有する権利内容を現行法上の端株主が有する権利内容と同内容まで変更することを認める。
- (注2) 仮に、端株制度を廃止する場合においても、端株制度を採用する会社に負担がかからないよう所要の手当てをするものとする。
- 〔関連規定〕 商法 220 条ノ 2 から 220 条ノ 7 まで、221 条、221 条ノ 2

10 議決権制限株主その他の株主の少数・単独株主権等

(1) 議決権基準・株式数基準

帳簿閲覧請求権、業務財産調査のための検査役選任請求権及び解散請求権については、行使要件を株式数・単元数基準に改めるものとする。

(注) 自己株式、相互保有株式、単元未満株式の数は、含めないものとする。

〔関連規定〕 商法 406 条ノ 2、293 条ノ 6、294 条、有限会社法 44 条ノ 2、45 条、71 条ノ 2

(2) 株主総会に関連する少数・単独株主権等

株主提案権、総会招集権、総会検査役選任請求権及び議決権行使書面・代理権を証する書面等の閲覧・謄写請求権は、議決権制限株主につき定款をもって与えないものとすることができる現行制度を改め、議決権を行使することができる事項に係る権利についてはその行使を法律で保障し、議決権を行使することができない事項に係る権利についてはその行使をすることができないものとする。

〔関連規定〕 商法 222 条 4 項、232 条ノ 2、237 条、237 条ノ 2、239 条 7 項等

(3) 特定の決議事項に関連する少数株主権等

取締役・監査役・清算人の解任請求

取締役・監査役・清算人の解任請求権を行使することができる株主の要件については、次のいずれかの案で見直しを行うものとする。

a案 それぞれの解任の決議につき行使することができる議決権を一定の割合以上の議決権数を有する株主に認める。

b案 a案の株主に加え、議決権の有無にかかわらず一定の割合の株式数・単元数を有する株主にも認める。

(注) 種類株主が選任した取締役等の解任請求については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 257 条 3 項、426 条 2 項、有限会社法 31 条ノ 3 等

取締役等の定款授権による免責に対する異議の申出をする権利

取締役等の定款授権による免責に対する異議の申出をする権利は、取締役等の責任の一部免除に係る株主総会の決議において議決権を行使することができる種類の株式を有する株主がその行使をすることができるものとする。

〔関連規定〕 商法 266 条 7 項、15 項

(4) 少数株主権と少数社員権の行使要件

有限会社及び取締役会が設置されない譲渡制限株式会社の少数社員権等の各株式数・議決権数基準要件についても、定款に別段の定めがなければ、現行の株式会社と同様のものとするとし、その要件が「総株主（総社員）の議決権の10分の1以上」よりも緩やかな要件のものについては、定款をもって、「10分の1」までの範囲内で要件を引き上げることができるものとする。

(注1) 譲渡制限株式会社一般について、定款の定めによる行使要件の引上げを認めるかどうかについては、なお検討する。

(注2) 譲渡制限株式会社においては、現行の株式会社の単独株主権・少数株主権における6か月の保有期間制限は課さないものとする。

(注3) 定款をもって、少数株主権とされている権利の全部について、その行使要件を引き下げ、又は単独株主権とすることは妨げられないものとする。

(5) 株主名簿等の閲覧・謄写請求権

株主名簿の閲覧・謄写請求権については、次に掲げる拒絶事由を定めるものとする。

株主の権利の確保又は行使のための請求ではないとき。

株主が書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報するために請求をしたとき。

請求の日の前2年内においてその会社又は他の会社の書類の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て他人に通報した者が請求をしたとき。

(注) 社債原簿、新株予約権原簿についても、同様の措置を講ずるものとする。

〔関連規定〕 商法 263 条，293 条ノ 7

1.1 基準日

(1) 基準日後の株主の議決権

議決権を行使することができる株主を定めるために基準日を設定した場合であっても、当該基準日後に生じた株主につき、会社の判断により議決権を行使することができる株主を定めることを認めるものとする。

(2) 新株主の配当起算日

いわゆる「日割配当」という考え方を採用せず、基準日等における株主がその有する株式の発行時期にかかわらず、同一に配当を受けるものとし、新株主の配当起算日に関する規定は、削除するものとする。

(注1) 株式分割等の割当日についても、この制度に一本化するものとする。

(注2) (1)の措置の配当等の基準日への適用については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 224 条ノ 3，280 条ノ 4，219 条等，280 条ノ 20 第 2 項 11 号等

1 2 新株発行及び増資の手続

(1) 譲渡制限株式会社の新株発行手続

第三者に対する発行手続

第三者に対する発行決議において、株式の種類及び数に加えて、株式の発行価額の下限をも定めることとし、有利発行手続（商 280 条ノ 2 第 2 項等）とその手続とを一体化するものとする。

〔注〕 自己株式の処分、新株予約権等についても、同様の措置を講ずるものとする。

株主割当て

株主割当ての場合において、一株に満たない部分及び申込期日までに申込みがされなかった部分についての再募集は認めないものとする。

〔関連規定〕 商法 280 条ノ 5 ノ 2 , 280 条ノ 3 ノ 3

(2) 有限会社の増資手続

第三者割当て

有限会社についても(1) と同様の措置を講ずるとともに、具体的な出資の口数、払込金額等の決定については、社員総会の特別決議により、その決議後 1 年以内に払込みをするものに限り、取締役委任することを認めるものとする。

社員割当て

社員割当てにつき、定款に定めがあるときは、社員総会の決議を経ずに、取締役が増資に関する事項を決定することを認めるものとする。

〔関連規定〕 有限会社法 49 条, 51 条

(3) 株式申込証の用紙

株式会社における株式申込証の用紙の交付という制度については、廃止するものとし、株式の引受人に対する会社及び発行条項に関する情報の開示について、次のような措置を講ずるものとする。

株主割当ての場合には、引受権を有する株式の内容等に関して株主に通知をする制度を維持するものとする。

会社が割当者を定め、当該割当者が発行しようとする株式の総数を引き受ける場合には、法律上特別の開示制度を設けないものとする。

会社が割当者を定めずに引受人を募集する場合であって、証券取引法の規定により目論見書等が交付されないときには、株式を引き受けようとする者に対し、現行の株式申込証の用紙に記載すべき事項を通知することを要するものとする。

〔注 1〕 株式の引受けを書面により行う制度は維持するものとする。

〔注 2〕 新株予約権、社債、新株予約権付社債等にも同様の措置を講ずるものとする。

〔関連規定〕 商法 175 条, 280 条ノ 6

(4) 新株発行の際の公告・通知

新株発行に際して、証券取引法に基づく届出書等において商法の規定により公告等をすべき事項が払込期日の2週間前までに開示されている場合には、商法の規定による公告等を不要とするものとする。

(注) 電子公告制度導入後の本措置の必要性については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 280 条ノ 3 ノ 2

1 3 新株発行無効の訴え等

(1) 提訴期間

譲渡制限株式会社における新株発行無効の訴え及び有限会社における資本増加無効の訴えの提訴期間を1年に延長するものとする。

(注) 合併その他の無効の訴えの提訴期間の取扱いについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 280 条ノ 15, 有限会社法 56 条

(2) 提訴可能期間中の口頭弁論の開始

新株発行無効の訴え等につき、提訴可能期間中は口頭弁論を開始することができないこととしている規制は、廃止するものとする。

(注) 商法等に規定のある各種の訴えについても、同様とする。

〔関連規定〕 商法 280 条ノ 16, 105 条 2 項

1 4 株主に対する通知又は公告の在り方

譲渡制限株式会社において、株主に通知すべき事項につき当該事項を公告すれば足りるものとする制度の見直しの要否については、なお検討する。

第4 機関関係

(前注) 現行の有限会社の機関に関する規律に相当する規律の適用を選択する譲渡制限株式会社(取締役会が設置されない譲渡制限株式会社)については、基本的に、有限会社と同様の取扱いをするものとする。

1 株主総会・社員総会

(1) 株主提案権の行使期限

現行の株主提案権の行使期限である「総会の会日の8週間前」について、定款をもって短縮することができるものとする。

(注) 少数株主による総会招集の在り方については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 232 条ノ2, 237 条3項後段

(2) 招集地

商法 233 条を削除するものとする。

(注) 定款に招集地の定めを置くことは妨げられないものとする。

〔関連規定〕 商法 233 条

(3) 総会検査役

会社からの選任請求

会社も総会検査役の選任を請求することができるものとする。

有限会社における総会検査役制度

有限会社についても、総会検査役制度を設けるものとする。

裁判所による総会招集命令

総会検査役の調査結果の報告を受けた裁判所による総会招集命令(商法 237 条ノ2 第3項)の制度に加え、当該裁判所は、必要があると認めるときは、会社に対し、その内容を総株主に対して通知するよう命ずることができるものとする。

(注) 業務財産調査検査役に関しても、同様の取扱いをする方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 237 条ノ2, 294 条3項, 有限会社法 45 条, 非訟事件手続法 130 条

(4) 書面投票・電子投票

書面投票制度と電子投票制度

書面投票制度が義務付けられる会社が電子投票制度を採用した場合においては、招集通知を電磁的方法により受領することを承諾した株主に対しては、議決権行使書面の交付を要しないものとする。

(注) 株主から請求があるときは議決権行使書面の交付を要するものとするかどうか等、両制度間の調整については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法特例法 21 条の3, 商法 239 条ノ2, 239 条ノ3

書面投票制度の義務付けの範囲

大会社以外の株式会社であっても、議決権を有する株主数が1,000人以上のものについては、書面投票制度を義務付けるものとする。

〔関連規定〕 商法特例法 21 条の 2 , 21 条の 3

(5) 議決権の不統一行使・代理人の数

有限会社についても、議決権の不統一行使及び代理人の数の制限を認めるものとする。

(注) 3 日前までの議決権不統一行使の通知義務に係る規定(商法 239 条ノ 4 第 1 項)を廃止するかどうかについては、なお検討する。仮に、これを維持する場合においても、有限会社及び取締役会が設置されない譲渡制限株式会社については、〔特別に招集通知への議案の要領の記載等をすべきことが要求されている場合を除き、〕事前通知は不要とするものとする。

〔関連規定〕 商法 239 条 5 項, 239 条ノ 4

(6) 書面決議

有限会社法 42 条の類型の書面決議は、廃止するものとする。

〔関連規定〕 有限会社法 42 条, 41 条, 商法 253 条

(7) 特別決議の決議要件

a 案 有限会社の特別決議の決議要件についても、原則として、現行の株式会社の特別決議の決議要件と同様とし、定款の定めによって、その決議要件を引き上げることが認められるものとする。

(注) 人数要件、総数要件等については、定款で定めることも妨げないものとする。

b 案 株式会社の特別決議の決議要件について、原則として、「総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の 4 分の 3 以上」とし、取締役会が設置される株式会社においては、定款の定めによって、その決議要件を現行の株式会社の特別決議の決議要件の下限にまで引き下げることが認められるものとする。

(注) いずれの場合にも、既存の会社については、所要の経過措置を設けるものとする。

〔関連規定〕 商法 343 条, 有限会社法 48 条

2 取締役の資格

(1) 資格制限

株式会社の取締役の資格について定款をもって株主に限ることはできないものとする規定は、譲渡制限株式会社については、取締役会の設置の有無にかかわらず、適用しないものとする方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 254 条 2 項

(2) 欠格事由

「破産の宣告を受け復権していない者」を欠格事由から外すものとする。

商法 254 条ノ 2 第 3 号の罪に、証券取引法や各種倒産法制等に定める罪を加えるものとする。

(注) 証券取引法や各種倒産法制中のいかなる罪を加えるか、他にも加えるべき罪があるか等については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 254 条ノ 2

3 取締役の任期

譲渡制限株式会社（委員会等設置会社及び取締役会が設置されないものを除く。）の取締役の法定の任期について、伸長する方向で検討する。

(注 1) 取締役会が設置されない譲渡制限株式会社の取締役の任期については、有限会社の取締役と同様の取扱いをするものとする。

(注 2) 具体的な伸長期間については、なお検討する。

(注 3) 監査役についても法定の任期の伸長を認めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注 4) 法定の任期については、伸長することにとどまらず、廃止することの適否についても、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 256 条

4 取締役の選解任

(1) 累積投票制度

有限会社の累積投票制度に関しては、株式会社と同様、定款に別段の定めがない限り、各社員は累積投票によるべきことを請求することができるものとする。

〔関連規定〕 商法 256 条ノ 3，有限会社法 25 条ノ 2

(2) 解任決議の決議要件

株式会社の取締役の解任決議の要件を普通決議にするものとする。

(注 1) 累積投票によって選任された取締役の解任決議の要件を特別決議にするものとするかどうかについては、なお検討する。

(注 2) 有限会社の監査役も含め、監査役の解任決議の要件を特別決議にするものとするかどうかについても、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 257 条，有限会社法 32 条

5 取締役会の書面決議

定款をもって、取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意をし、かつ、各監査役が特に意見を述べることがないときは、書面による決議をすることができるものとする。

(注) 代表取締役(代表執行役)等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会(商法 260 条 4 項, 商法特例法 21 条の 14 第 1 項)は現に開催することを要するものとする等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 260 条ノ 2

6 取締役に係る登記

(1) 共同代表取締役

共同代表取締役の制度は、廃止するものとする。

(注) 共同代表執行役, 共同支配人についても, 同様の取扱いとするものとする。

〔関連規定〕 商法 261 条 2 項, 188 条 2 項 9 号, 39 条, 40 条等

(2) 社外取締役

社外取締役である旨については、登記事項から削除するものとする。

(注 1) 社外取締役に関する開示の在り方については、なお検討する。

(注 2) 社外取締役・社外監査役の要件の見直しについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 188 条 2 項 7 号ノ 2

(3) 代表取締役等の住所

会社の登記に係る代表取締役等の住所の取扱いについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 188 条 2 項 8 号

7 取締役の責任

(前注) 取締役の会社に対する各種の責任について、委員会等設置会社の場合とそれ以外の会社の場合との間における規定の調整を図るものとする。

(1) 任務懈怠責任

商法 266 条 2 項・3 項に相当する規定の取扱い

任務懈怠責任(商法 266 条 1 項 5 号に係る責任)について、委員会等設置会社以外の会社についても、委員会等設置会社の場合と同様、商法 266 条 2 項・3 項に相当する規定は設けないものとする。

(注) 取締役会の決議に基づいて行われた行為について、当該決議に関与した者につき特別の取扱いをすることの適否については、なお検討する。

有限会社の取締役の任務懈怠責任の一部免除

有限会社の取締役の任務懈怠責任について、一部免除制度を設けるものとする。

(注) 有限会社及び取締役会が設置されない譲渡制限株式会社における業務を執行しない取締役(又は社外取締役)に関する規律の在り方については、なお検討する。

株式会社の取締役の任務懈怠責任の一部免除

株式会社の取締役の任務懈怠責任の一部免除制度について、一部免除の限度額の見直し等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 266 条 7 項から 23 項まで、商法特例法 21 条の 17

(2) 違法な剰余金の分配に係る責任

(前注 1) 任務懈怠責任((1)参照)とは性質が異なる特別の責任として位置付けるものとする。

(前注 2) 自己株式の買受け等による株主に対する会社財産の払戻しについても、「剰余金の分配」として整理し、統一的に財源規制をかける(第 5・1 参照)ことに伴い、この責任の対象となる((3)も同様)。

過失責任化

事前の財源規制に違反して剰余金の分配をした場合における取締役の当該分配額に係る弁済責任について、委員会等設置会社以外の会社についても過失責任化を図るものとする。

分配額に係る弁済責任を負うべき者の範囲

の場合において、分配された額について連帯して弁済責任を負うべき者の範囲については、次のいずれかの案によるものとする。

a 案 分配をした取締役(分配議案を作成した取締役も含む。以下同じ。)に限る。

b 案 分配をした取締役に加え、取締役会の決議に賛成した取締役も含める。

(注 1) 分配額に係る弁済責任を負うべき範囲に含まれる者は、それぞれ自己の無過失を立証すれば、責任を負わないものとする。

(注 2) 分配額に係る弁済責任は、一部免除の対象とはならないものとする。

(注 3) b 案を採用する場合には、決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめない者の取扱いについては、現行法(商法 266 条 3 項)と同様とする。

(注 4) b 案を採用する場合には、委員会等設置会社に係る商法特例法 21 条の 18 の規定の取扱いについて所要の見直しを行うものとする。

(注 5) 違法な分配が行われた場合の監査役の実任については、なお検討する。

責任の免除の在り方

分配額に係る弁済責任のうち、財源規制に違反して分配された部分についても、総株主の同意による免除を認める現行制度を維持するかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 266 条 1 項 1 号、266 条 5 項、商法特例法 21 条の 18

(3) 期末のてん補責任

(前注) 任務懈怠責任(1参照)とは性質が異なる特別の責任として位置付けるものとする。

期末のてん補責任を負うべき場合

剰余金の分配をした場合における取締役が事後的なてん補責任を負うべき場合について、現行制度を改め、当該分配をした日を含む営業年度の末日における純資産額が資本金の額又は資本金及び準備金の合計額の一定割合(例えば、2分の1)に相当する額のいずれが多い額を下回る場合に限り、責任を負うものとするかどうかについては、なお検討する。

(注) 期末のてん補責任が課せられる剰余金の分配の見直し等については、第5・1

(4) 参照。

期末のてん補責任を負うべき者の範囲

期末のてん補責任を負うべき者の範囲についても、(2) a案・b案と同様のいずれかの案によるものとする。

(注) いずれの案による場合にあっても、委員会等設置会社に係る相当する規定の取扱いについて所要の見直しを行うものとする。

〔関連規定〕 商法210条ノ2, 293条ノ5第4項・5項, 商法特例法21条の36第2項

(4) 利益相反取引に係る責任

過失責任化

利益相反取引に係る対会社責任について、委員会等設置会社以外の会社についても過失責任化を図るものとする。

(注1) 委員会等設置会社であるかそれ以外の会社であるかにかかわらず、会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役等のうち当該行為による利益が帰属することとなるものに限り無過失責任を負うものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 取締役に対する金銭の貸付に係る弁済責任(商法266条1項3号)については、委員会等設置会社の場合と同様、他の利益相反取引と区別することなく取り扱うものとする。

一般の任務懈怠責任との関係

利益相反取引による損害に係る取締役の賠償責任を過失責任化した場合における一般の任務懈怠責任(1参照)との関係の整理については、次のいずれかの案によるものとする。

a案 一般の任務懈怠責任と区別しない。

(注) 商法266条1項4号及び商法特例法21条の21に相当する規定は設けない。

b案 一般の任務懈怠責任に関する規定に加え，取締役会の承認を得た場合について，商法特例法 21 条の 21 と同様の立証責任を転換した特別の規定を設けるものとし，そのような特別の規定の対象となるべき者の範囲については，次のいずれかの取扱いとする。

案 会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役及び会社を代表した取締役に限る。

案 会社と直接又は間接に利益相反取引をした取締役及び会社を代表した取締役に加え，取締役会の決議に賛成した取締役も含める。

(注) 案を採用する場合には，決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめない者の取扱いについては，現行法（商法 266 条 3 項）と同様とする。

責任の免除の在り方

イ 現行の免責要件の緩和規定の取扱い

利益相反取引に係る対会社責任を過失責任化する場合には，商法 266 条 6 項に相当する規定は設けないものとする。

(注 1) 委員会等設置会社についても，商法特例法 21 条の 21 第 2 項に相当する規定は設けないものとする。

(注 2) この場合においては，利益相反取引に係る対会社責任の免除をするには，口の場合を除き，総株主同意（商 266 条 5 項）が必要となる。

ロ 責任の一部免除の取扱い

利益相反取引に係る対会社責任を過失責任化する場合には，責任の一部免除については，次のいずれかの案によるものとする。

a案 利益相反取引をした取締役も含めすべての取締役について，一部免除を認める。

b案 のb案の 案・ 案のいずれかの案を採用する場合における特別の規定の対象となる者について，一部免除を認めない。

取締役会が設置されない会社における利益相反取引の取扱い

取締役会が設置されない譲渡制限株式会社における取締役の利益相反取引については，株主総会の承認（認許）を要するものとした上，その承認（認許）決議は普通決議で足りるものとし，対会社責任については，取締役会を設置する会社と同様の取扱いとするものとする。

(注 1) 株主総会の承認・認許によりいわゆる「免責」の効果は生じないものとする。

(注 2) 競業取引についても同様の取扱いをするものとする。

(注 3) 有限会社についても同様の取扱いをするものとする。

〔関連規定〕 商法 264 条，265 条，266 条 1 項 3 号・ 4 号，6 項，商法特例法 21 条の 21

(5) 株主の権利行使に関する利益供与に係る責任

(前注) 任務懈怠責任(1)参照)とは性質が異なる特別の責任として位置付けるものとする。

過失責任化

会社が株主の権利行使に関する利益供与をした場合における取締役の供与額の弁済責任について、現行の無過失責任規定を見直し、過失責任化を図るものとするかどうかについては、なお検討する。

供与額の弁済責任を負うべき者の範囲

仮に、過失責任化を図ることとした場合には、供与された額について連帯して弁済責任を負うべき者の範囲については、次のいずれかの案によるものとする。

a案 利益供与をした取締役に限る。

b案 利益供与をした取締役に加え、取締役会の決議に賛成した取締役も含める。

(注1) 供与された額について弁済責任を負うべき範囲に含まれる者は、それぞれ自己の無過失を立証すれば、責任を負わず、責任を負う場合については、その責任は一部免除の対象とはならない。

(注2) b案を採用する場合には、決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめない者の取扱いについては、現行法(商法266条3項)と同様とする。

(注3) 仮に、無過失責任規定を維持することとした場合には、委員会等設置会社の場合も含め、利益供与をした取締役以外の取締役については、供与額の弁済責任を負うべき者の範囲に含めないこととすることによいか。

[関連規定] 商法266条1項2号、294条ノ2(平成15年法律134号による改正後は、295条)、商法特例法21条の20

8 代表訴訟

株主代表訴訟制度の見直しの要否については、なお検討する。

(注) 例えば、次のような方策を講ずるべきであるとの意見・指摘がある。

イ いわゆる「訴訟委員会制度」の導入

「訴訟委員会制度」(取締役等に対する訴えについて、会社において訴訟委員会を設置し、同委員会が取締役の責任を追及しない旨の判断をしたときには、裁判所がその判断を一定の限度で尊重する制度)を設けるなど、会社の利益をも考慮して訴えを終了させることができる方策を講ずる。

ロ 株主代表訴訟の原告適格の見直し

- i 株主代表訴訟の原告適格を、訴訟の原因となった行為の時点での株主に限定する。
- ii 判例上、株式交換・株式移転による持株会社の創設によって原告適格を喪失するとされていることについて、原告適格が喪失しないとの立法上の手当てを行う。

ハ 担保提供制度

「悪意」(商法267条7項による106条2項の準用)の意義の明確化を図る。

[関連規定] 商法267条から268条ノ3まで

9 監査役

(1) 監査役の権限

監査役については、一律に業務監査権限を付与する方向で検討する。

(注) 現行の会計監査権限のみを有する監査役の要否についても、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 274 条 1 項，商法特例法 22 条 1 項，25 条，有限会社法 33 条ノ 2 第 1 項

(2) 補欠監査役

補欠監査役を予選することができることを明確化するものとする。

(注 1) 定款の定めのとおり及び予選の効力を被補欠監査役の任期の満了の時までとする
ことの当否については、なお検討する。

(注 2) 予選された補欠監査役の開示の在り方については、なお検討する。

(注 3) 取締役についても、同様の取扱いをするものとする。

〔関連規定〕 商法 273 条

10 使用人兼務取締役等

(1) 委員会等設置会社における取締役の使用人兼務

委員会等設置会社においては、取締役が使用人を兼務することはできないものとする。

〔関連規定〕 商法特例法 21 条の 6 第 2 項，21 条の 13 第 5 項

(2) 委員会等設置会社における使用人兼務執行役の報酬

委員会等設置会社においては、報酬委員会が、使用人兼務執行役の使用人と
して受ける給与等についても決定するものとする。

〔関連規定〕 商法特例法 21 条の 8 第 3 項

11 会計監査人

(1) 会計監査人の設置強制の範囲

株式会社に係る設置強制の範囲

株式会社について会計監査人の設置が強制される範囲を画する現行基準
の見直しの要否については、なお検討する。

大規模有限会社についての会計監査人の設置強制

有限会社のうちの大規模なもの(会計監査人の設置が強制される株式会社に
相当する規模のもの)についても、会計監査人の設置を強制するものとする
方向で検討する。

(注 1) 既存の有限会社については、所要の経過措置を講ずるものとする。

(注 2) 会計監査人が設置される場合の機関設計の在り方について一定の措置を講ずる
方向で検討する((3) 参照)。

完全子会社の特例

連結計算書類作成会社の完全子会社については、大規模な会社であっても会計監査人の設置を強制しないものとする方向で検討する。

(注) この場合における完全子会社の計算書類の適正性の確保については、現行法上の措置に加え、例えば、次のような措置を講ずることが考えられる。

イ 完全子会社の貸借対照表・損益計算書が、法令又は定款に違反し完全子会社の財産及び損益の状況を正しく示しておらず、これを修正して連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書)を作成した場合には、その旨、内容及び理由の連結計算書類への記載

ロ 連結計算書類並びにこれについての親会社の会計監査人及び監査役会(監査委員会)の監査報告書の完全子会社における備置き、債権者による閲覧等及び公告

〔関連規定〕 商法特例法1条の2第1項

(2) 会計監査人の任意設置の範囲

会計監査人の設置が強制されない会社は、現行の小会社(資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満)の範囲の会社であっても、会計監査人を任意に設置することができるものとする。

〔関連規定〕 商法特例法1条の2第2項

(3) 会計監査人が設置される場合の機関設計等

会計監査人が設置される場合の機関設計に関し、会計監査人の設置が強制される範囲の会社のうち譲渡制限株式会社、会計監査人を任意で設置することができる範囲の会社について、現行の委員会等設置会社又は監査役会設置会社以外の機関設計の在り方を認めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注) 機関設計の在り方として、次のような取扱いが考えられる。

a 案 「取締役会+監査役+会計監査人」という機関設計を認める。

(注1) 監査役員の員数は1人以上で足り、常勤監査役・社外監査役は不要とする。

(注2) 独立性の制度的な保障が現行の監査役会制度よりも劣る監査役制度であっても、会計監査人が設置される場合の手續・効果(参考)を、現行の会計監査人制度と同様のものとしてよいか。

(注3) 「監査役会の同意」・「監査役会の決議」を要するものについては、「監査役の過半数の同意」とすることとなる。

(参考) 検討すべき会計監査人が設置される場合の主な手續・効果(利益処分等の確定に関するものを除く。)

会計監査人の選解任等における監査役会の関与(商特3条2項及び3項、6条3項、6条の2等)

会計監査人の資格・任期(商法特例法4条、5条の2)

会計監査人の権限・義務(商法特例法7条、8条)

会計監査人の責任(商法特例法9条~11条)

監査手續(商法特例法12条~15条)

貸借対照表及び損益計算書の確定(商法特例法16条)

b案 a案の機関設計に加え、譲渡制限株式会社については、「取締役＋監査役＋会計監査人」という機関設計を認める。

(注1) この場合、a案と同様の問題のほか、「取締役会」という会議体を通じた監督機能の制度的な保障が劣る機関設計を前提とする会計監査人制度を認めるべきかどうかという問題がある。

(注2) 仮にこのような機関設計を認める場合、については、会計監査人の監査結果に対する監査役の不相当意見がない場合であっても、株主総会の決議を要するとすることでよい。

c案 b案の機関設計に加え、譲渡制限株式会社については、「取締役＋会計監査人」という機関設計を認める。

(注) 仮にこのような機関設計を認める場合、会計監査人が設置される場合の・効果としては、が欠けることとなり、についても特例を設けることになる。また、については、b案と同様、株主総会の決議を要することとなる。

(4) 会計監査人が不適法意見を述べている場合の措置

会計監査人が不適法意見を述べている場合には、決算公告において、その旨を明示しなければならないものとする。

〔関連規定〕 商法特例法 16 条、21 条の 31

(5) 会計監査人の会社に対する責任

会計監査人の会社に対する責任について、株主代表訴訟の対象とするものとする。

会計監査人の会社に対する責任について、いわゆる一部免除制度を導入する方向で検討する。

(注1) 会社は、定款の定めに基づき、会計監査人との間において、会計監査人の会社に対する責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意かつ無重過失であったときは、会計監査人が会社から受ける報酬等の〔2～6〕年分の額〔又は定款で定めた範囲内であらかじめ定める額とのいずれか高い額〕を限度として責任を負うべき旨を約することができるものとする。どうか。

(注2) 会計監査人が負うべき責任の限度額を法定する方法によるものとするかどうか、取締役等と同様の株主総会の特別決議による事後的な免責等の他の方法を認めるべき必要性があるかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法特例法 9 条、商法 266 条 7 項から 23 項まで

(6) 会計監査人の報酬

監査役会又は監査委員会に、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与するものとする。

(注1) 会計監査人を設置する会社の機関の在り方について(3)(注)a案・b案の機関設計を認める場合においては、監査役の過半数の同意を要するものとする。

(注2) 監査委員会について、同意権限ではなく決定権限を与えるものとするかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法特例法 3 条

(7) 会計監査人の欠格事由

「監査法人でその社員のうちに前号（商法特例法4条2項3号）に掲げる者があるもの」との欠格事由を削除するものとする。

〔関連規定〕 商法特例法4条2項4号

(8) 会計監査人の登記

会計監査人を設置した場合にはその旨及び当該会計監査人の氏名又は名称を登記事項とする方向で検討する。

12 その他

(1) 重要財産委員会制度

監査役全員の出席義務その他の重要財産委員会制度に係る規律の見直しの要否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法特例法第2章第1節

(2) 大会社・みなし大会社に係る機関設計

株式会社の機関の在り方について、監査委員会と監査役会との選択的な設置の許容その他のさらなる柔軟化を図ることとするかどうかについては、なお検討する。

第5 計算関係

1 剰余金の分配に係る規制

(1) 会社財産の払戻しに対する横断的規制

現行の利益の配当，中間配当，資本及び準備金の減少に伴う払戻し，自己株式の買受け等による株主に対する会社財産の払戻し並びに利益処分によるその他の金銭等の支払を「剰余金の分配」として整理して，統一的に財源規制をかけるものとする。

財源規制を課す自己株式の取得の範囲

自己株式の買受けのみではなく，自己株式の有償での取得一般について，次に掲げる場合を除き，財源規制をかけるものとする。

イ 合併，分割会社の営業の全部を承継する分割又は営業全部の譲受けにより相手方の有する自己の株式を取得する場合

ロ 組織再編行為等の際の反対株主の買取請求及び単元未満株主の買取請求に応じて買い受ける場合

(注1) 譲渡制限の定めを行う場合における買取請求につき財源規制を課すものとするかどうかについては，なお検討する。

(注2) 財源規制を課さない自己株式の取得の範囲については，なお検討する。

建設利息

商法 291 条（建設利息）は，削除するものとする。

〔関連規定〕 商法 290 条，291 条，293 条ノ 5，210 条 3 項・4 項，289 条，375 条

(2) 現物配当

金銭以外の財産を分配する場合においては，原則として，特別決議を要するものとし，各株主からの請求があれば当該財産に代えてその価額に相当する額の金銭の分配をすることとするときは，通常の払戻しによることができるものとする。

(注) いずれの場合についても，株主に平等に現物が分配されることを原則とし，各株主が受け取る現物につき端数が生ずる場合については，一株に満たない端数の処理（商法 220 条）に準じた適切な換金手続を用意するものとする。

(3) 剰余金分配限度額の計算方法

剰余金の分配をすることができる限度額（以下「分配可能限度額」という。）については，最終の貸借対照表上の留保利益及びその他資本剰余金並びに当期の資本及び準備金の減少差益の合計額から最終の貸借対照表上の自己株式の価額その他法務省令に定める額及び当期に分配した金銭等の価額の合計額を控除して得られた額とするものとする。

(注1) 財源の具体的な範囲自体は、基本的に現行法の実質を変更しないものとし、上記のほか、期中に計上すべき利益準備金、期中に利益から組み入れた資本等を控除する等の手当てをするものとする。

(注2) 「当期に分配した金銭等の価額」とは、株主総会又は取締役会の決議に基づき、現に金銭等の分配又は自己株式の取得をした価額をいうものとする。ただし、当該決議により定められた額の総額を当該定められた方法により処分すべき場合(利益配当、役員賞与、自己株式の取得の一部等)には、分配していない額も含め当該決議により定められた額の総額を控除するものとする方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 290 条、293 条ノ 5 第 3 項

(4) 分配可能限度額の算定の基準時等

分配可能限度額の算定の基準時

利益処分についても、最終の決算期に係る貸借対照表から算出される分配可能限度額(現行の配当限度額)に、最終の決算期後当該決算の確定時までの分配可能限度額の増減をも反映させて規制を行うものとする。

(注1) 決算期後当該決算の確定時までの剰余金の分配については、現行どおり前々期の計算書類を基礎として、分配可能限度額を算出するものとする。

(注2) 「分配可能限度額の増減」とは、金銭の分配、資本の減少等による分配可能限度額の増減をいい、期間損益による変動は含まないものとする。

〔関連規定〕 商法 290 条、293 条ノ 5 第 3 項

事後のてん補責任

期末のてん補責任に関しては、次のように改めるものとする。

イ てん補責任が課せられる剰余金の分配の範囲を、決算期から次の決算期までに行われたものとする現行制度を改め、決算の確定時から次の決算の確定時までに行われたものとする。

ロ いわゆる「欠損」の判定については、と同様、最終の決算期後当該決算の確定時までの分配可能限度額の増減をも反映させるものとする。

(注) 計算書類の確定の際に決定する剰余金の分配については事後のてん補責任を課さないこととしている現行制度については、維持するものとする。

〔関連規定〕 商法 210 条ノ 2、第 293 条ノ 5 第 4 項・5 項

(5) 利益処分等に対する会計監査人の関与

会計監査人の利益処分・剰余金の分配に対する関与について、期中における剰余金の分配については関与せず、期末の利益処分案についてのみ監査を行う現行制度を改め、期中における剰余金の分配全般について関与することとすることがどうかについては、なお検討する。

(注) 利益処分案に係る財源規制につき(4)に掲げる見直しをし、分配機会等につき4に掲げる見直しをする場合において、期中の分配と利益処分との間に差異を設けるかどうかについても、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 281 条ノ 3 第 2 項 7 号、商法特例法 13 条 2 項 2 号

2 資本・準備金

(1) 資本の組入れ基準

新株等の発行時における資本に組み入れるべき額は、「払込金額」を基準として算定するものとする。

〔関連規定〕 商法 284 条ノ 2

(2) 欠損てん補のための資本減少の決議要件

定時総会において、減少する資本の総額を欠損てん補に充てる資本減少の決議をする場合の決議要件は普通決議で足りるものとする方向で検討する。

(注) 期中における欠損てん補の取扱いについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 375 条

(3) 利益準備金

会社法（仮称）上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする。

〔関連規定〕 商法 288 条

(4) 準備金の積立て

準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、その一部を省令に委任するものとする。

〔関連規定〕 商法 288 条ノ 2 第 1 項

(5) 法定準備金の減少額の上限規制

法定準備金について、資本の 4 分の 1 を超えない部分については減少することができないものとしている規制は、廃止する方向で検討する。

〔関連規定〕 商法 289 条 2 項

(6) 自己株式の処分差益の計算上の取扱い

自己株式の処分差益について、これを直接配当することができるものとしている現在の制度を改めるかどうかについては、なお検討する。

(注 1) 例えば、自己株式の処分差益については、「資本準備金と同様の取扱い」とすることが考えられる。

「資本準備金と同様の取扱い」とは、いわゆる「資本の欠損」のてん補に充てる場合には使用することができ、原則として債権者保護手続を経た上でなければ配当財源とすることができないものとするを指す。

自己株式の処分差益が計上されている会社において処分差損が生じた場合における当該処分差損の資本の部からの控除方法として、計上された処分差益について、準備金とは異なり、債権者保護手続を経ずに取り崩すことを認める。

(注 2) 自己株式の処分対価が金銭以外の財産の場合における当該財産の価格の適正さを確保する措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 211 条、288 条ノ 2

3 組織再編行為の際の資本の部に係る計算関係

(1) 株式交換・株式移転の場合

株式交換・株式移転の場合においては、完全子会社となる会社の純資産額を基準とするのではなく、完全親会社となる会社が取得する株式の価額を基準として、その資本等の増加限度額を定めるものとする。

〔関連規定〕 商法 357 条, 367 条

(2) 資本増加限度額の算定の際の控除額

株式以外の財産を交付する場合においては、当該財産につき会計帳簿に記載した価額についても資本等の増加限度額から控除するものとするほか、組織再編行為に際しての資本増加限度額算定上の控除額の一部を法務省令に委任するものとする。

〔関連規定〕 商法 357 条, 367 条, 374 条ノ 5, 374 条ノ 21, 413 条ノ 2

(3) 組織再編行為の際の剰余金の計上

組織再編行為の際の存続会社等における剰余金の計上については、次のように整理するものとする。

合併・分割の場合において、増加すべきものとされる資本又は準備金の増加をしないことを認めるものとする。

株式交換・株式移転の場合においても、と同様の取扱いを認め、この場合においては債権者保護手続を行うことを要するものとする。

又は の場合において、簡易組織再編行為を行う場合には、当該資本・準備金を増加しないことについて、株主総会の決議を要しないものとする。

(注) このような取扱いを認める場合には、現在の合併・人的分割において認められている剰余金の引継ぎに関する制度は廃止するものとし、 の取扱いを認めない場合には、簡易合併・簡易分割の場合に限り現行の制度を存続させるものとする。

〔関連規定〕 商法 288 条ノ 2 第 2 項から第 5 項まで

(4) いわゆる「合併差損」等が生ずる場合の取扱い

存続会社等において、組織再編行為に際して差損が生ずる場合には、当該組織再編行為の手続において、所要の開示手続等を設けるものとする。

(注) 「差損が生ずる場合」とは、例えば、次のような場合である。

イ 承継する資産の簿価が負債の簿価を下回る場合

ロ 合併対価の存続会社の簿価が承継する純資産額を上回る場合

組織再編行為に際して差損が生ずる場合には、当該組織再編行為が簡易手続の要件に該当する場合であっても、株主総会の決議を要するものとする。

(注) 「差損」が僅少である場合にも、株主総会の決議を要するものとするかどうかについては、なお検討する。

4 分配機会及び決定機関の特例並びに役員賞与等

(前注1) 利益処分案の決定権限に関する委員会等設置会社とそれ以外の会社との間の調整、自己株式の取得の解禁に伴う株主に対する会社財産の払戻し機会及び手段の多様化等に対応した規制の合理化を行うため、一定の範囲の会社について剰余金の分配方法、利益処分案等の取扱いについて、次のような見直しを行うものとする。

(前注2) (1)から(3)までについては、委員会等設置会社についても、同様とする。

(1) 分配機会及び決定機関の特例に関する定款の定め

会計監査人を設置している株式会社(取締役の任期を1年としたものに限る。)は、定款をもって、前期の計算書類に会計監査人の適法意見が付されている場合には、当該計算書類の確定後、当期の計算書類が確定するまでの間、取締役会の決議をもって、いつでも、次に掲げる事項の決定をすることができる旨を定めることができるものとする。

分配できる剰余金の範囲内で、金銭等の分配、市場取引による自己株式の取得等の「株主に対する剰余金の分配」

現行の利益処分案・損失処理案において定めることができる事項のうち、任意積立金の積立て、欠損てん補のために行う準備金の減少等の資本の部の計数の変動

(注1) 上記の定款の定めをしない会社についての中間配当等の機会及び決定機関の在り方については、なお検討する。

(注2) 監査役会又は監査委員会が設置される会社においては、監査役会又は監査委員会の不相当意見がない場合に限るものとし、その他の会計監査人が設置される場合の機関設計との関係については、なお検討する。

(2) (1)の定款の定めがある会社の定時総会

(前注) (1)の定款の定めがある会社の定時総会は、取締役を選任し、計算書類等の報告をする総会とする。

利益処分案・損失処理案

利益処分案・損失処理案に記載すべき事項がない場合には、その作成を省略することができるものとする。

(注1) (1)の定款の定めがある会社の利益処分案の記載事項としては、利益の資本組入れ、(1)の「株主に対する剰余金の分配」以外の分配が考えられる。

(注) (1)以外の分配を認めるかどうかについては、なお検討する。

(注2) いわゆる「役員賞与」については、(4)参照。

定時総会における情報開示

イ 剰余金変動計算書

貸借対照表、損益計算書及び営業報告書に加え、剰余金変動計算書を作成し、定時総会の招集通知に添付して、株主に送付しなければならないものとする。

(注) 剰余金変動計算書の記載方法及び記載事項は、法務省令で定めるものとする。

□ 剰余金処分に関する理由

営業報告書には、剰余金処分の理由その他法務省令に定める事項を記載するものとする。

(注) 開示内容は、商法特例法 21 条の 31 第 1 項後段に規定するものが考えられる。

〔関連規定〕 商法特例法 21 条の 31 第 1 項

(3) 株主からの配当議題提案権

(前注) (1)の定款の定めがある会社は、利益処分案・損失処理案に記載すべき事項がない場合に限り、その作成を省略し、株主総会の決議による承認を受けなくてもよいことになる。本項目は、その場合における各株主の利益処分案等に関する株主提案権の行使の取扱いに関するものである。

(1)の定款の定めがある会社の株主からの利益処分案等に関する株主提案権(以下「配当議題提案権」という。)については、次のいずれかの取扱いとするものとする。

a 案 株主は配当議題提案権を有しない。

b 案 定款で株主は配当議題提案権を有しない旨を定めることができる。

(b 案注) 委員会等設置会社以外の会社が b 案の定款の定めをするには、社外取締役の選任等一定の要件(例えば、社外取締役の数・取締役会に占める割合等の要件等)をも満たさなければならないものとするとも考えられる。

c 案 定款で株主の配当議題提案権の行使要件を一定の割合まで引き上げる旨を定めることができる。

(c 案注 1) 現在の株主提案権の行使要件よりも加重された要件(例えば、総株主の議決権の 100 分の 3, 100 分の 1 以上)とすることが考えられる。

(c 案注 2) 委員会等設置会社以外の会社が c 案の定款の定めをするには、社外取締役の選任等一定の要件をも満たさなければならないものとするとも考えられる。

(c 案注 3) c 案を採用する場合には、委員会等設置会社においても同様の要件で、配当議題提案権の行使を認めるものとする。

(c 案注 4) 原則として c 案とし、委員会等設置会社及び一定の要件を満たす会社については、定款で株主は配当議題提案権を有しない旨をも定めること(b 案と同様)ができるものとするとも考えられる。

d 案 a 案から c 案までのいずれの取扱いも認めない(各株主は、配当議題提案権を行使することを妨げられない。)

〔関連規定〕 商法 283 条、商法特例法 16 条、21 条の 31

(4) 取締役等に対する財産上の利益の取扱い

(1)の定款の定めがある委員会等設置会社以外の会社におけるいわゆる「役員賞与」その他の取締役等に対して与える財産上の利益については、利益処分案には記載せず、株主総会の決議により定めるものとする。

(注) その他の会社における利益処分案といわゆる「役員賞与」等との関係については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 269 条、商法特例法 21 条の 31 第 2 項

5 開示・監査関係

(1) 附属明細書

株式会社においても、有限会社と同様、定款で各株主に会計帳簿の閲覧・謄写請求権を認めることとする場合には、附属明細書の作成を要しないものとする。

〔関連規定〕 有限会社法 44 条ノ 2 第 2 項

(2) 利益処分案・損失処理案

利益処分案・損失処理案の記載事項及び記載方法についても、貸借対照表等と同様、法務省令で定めるものとする。

〔関連規定〕 商法 281 条 5 項等

(3) 決算公告

a 案 株式会社・有限会社のすべてについて、決算公告を義務付けるものとする。

b 案 現行制度に準じ、一定の範囲の会社について、義務付けるものとする。

c 案 会計監査人による会計監査を受ける会社について、義務付けるものとする。

d 案 会計監査人の設置が義務付けられる大会社について、義務付けるものとする。

e 案 義務付けを廃止する。

(注 1) b 案については、株式会社と有限会社との規律の一体化を図る場合における決算公告の義務付けの有無の区別の基準（例えば、商号、取締役会の有無、譲渡制限の有無等）について、なお検討する。

(注 2) c 案・d 案を採る場合には、虚偽公告、計算書類の虚偽記載等についての罰則の強化も併せて検討することかどうか。

(注 3) e 案については、任意の決算公告の法的位置付けについて、なお検討する。

(注 4) 有価証券報告書提出会社であって、EDINET 等において当該報告書が公開されている会社について、商法上の決算公告義務を課すかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 283 条 4 項・5 項，商法特例法 16 条 2 項から 4 項まで

第6 社債・新株予約権関係

1 有限会社の社債・新株予約権・新株予約権付社債

有限会社において、社債の発行及び新株予約権・新株予約権付社債に相当するものの発行を許容するものとし、その手続は、取締役会が設置されない譲渡制限株式会社における発行手続と同様のものとする。

(注) 有限会社及び取締役会が設置されない譲渡制限株式会社においては、社債の発行の決定は、多額の借財と同様、取締役が行うことができるものとする。

〔関連規定〕 有限会社法 26 条, 59 条 4 項等

2 社債総則に関する規定の整理

(1) 社債の発行事項の決定

社債の発行に係る取締役会の決議については、次のような取扱いをすることができるものとする。

償還の金額及び利率の上限、社債の発行価額の下限を定め、具体的な額等の決定を代表取締役に委任すること。

社債を発行することができる期間を定め、個々の発行時期についての決定を代表取締役に委任すること(いわゆる「シリーズ発行」)。

(注1) いわゆる「売出發行」については、会社法(仮称)上特に手当てをしないものとする。

(注2) 打切発行を原則とするものとする。

〔関連規定〕 商法 296 条, 301 条

(2) 社債関連規定

商法 298 条(既存社債に未払込みがある場合の社債発行の禁止), 299 条(各社債券の券面額の規制), 300 条(割増償還の制限)の規定は、削除するものとする。

(注) 議決権の算定基準(商法 321 条 1 項参照)を最低券面額から残存債権額へ変更するものとする。

〔関連規定〕 商法 298 条, 299 条, 300 条, 321 条 1 項

3 社債管理会社

(前注) 社債管理会社の資格範囲の見直しの要否については、なお検討する。

(1) 「約定権限」の行使

社債管理会社が行うべき「社債ノ管理」に社債管理委託契約に基づく権限(「約定権限」)の行使を含めるものとし、他の規定についても、約定権限を含める形で整理を行うものとする。

〔関連規定〕 商法 297 条ノ3

(2) 社債管理会社の辞任

社債管理会社は、担保付社債の受託会社と同様、発行会社及び社債権者集会の同意がある場合のほか、社債管理委託契約等の定める事由が生じた場合においても、辞任することができるものとする。

(注1) 辞任をしようとする社債管理会社は、その辞任により当該社債につき社債管理会社が一切なくなるときは、あらかじめ事務を承継すべき社債管理会社を定めることを要するものとする。

(注2) 発行会社が支払の停止等に陥る前3か月内に、社債管理会社が契約により辞任し、弁済等を受けた場合にも、商法311条ノ2第2項を適用するものとする。

〔関連規定〕 商法312条、311条ノ2第2項、担保付社債信託法97条

(3) 社債管理会社の責任

支払の停止等の後の弁済の受領等

支払の停止等の前3か月間のみならず、支払の停止等の後の弁済の受領等も商法311条ノ2第2項の対象とするものとする。

(注) 商法311条ノ2第2項の「三月」という期間の延長の要否については、なお検討する。

社債管理会社の子会社等の行為

社債管理会社の子会社等であって、社債管理会社から委託を受けて発行会社に対する債権の回収を行う等一定の要件に該当するものが弁済の受領その他の行為を行った場合も、社債管理会社自身がそれらの行為を行った場合と同様に取り扱う方向で検討する。

(注1) 「子会社等」の範囲については、親会社、連結グループに属する会社等、社債管理会社に係る企業集団の状況を踏まえて、なお検討する。

(注2) 一定の要件・対象とする行為・責任の態様については、なお検討する。

(注) 社債管理会社が行う相殺の取扱いについては、破産に係る相殺の取扱いを踏まえ、なお検討する。

〔関連規定〕 商法311条ノ2

(4) 法的倒産手続における社債管理会社の権限

法的倒産手続に属する一切の行為については、社債管理会社が設置される場合において、社債管理委託契約等の定めがあるときは、社債管理会社が社債権者集会の決議なく当該行為を行うことができるものとする。

〔関連規定〕 商法309条ノ2第1項

(5) 債権者保護手続における社債管理会社の権限

社債管理会社が設置される場合において、商法上の債権者保護手続が行われるときは、社債権者に対する催告の受領については社債管理会社が行うものとし、異議については社債管理会社が社債権者集会の決議なくして申し述べるることができるものとする。

〔関連規定〕 商法376条3項及びその準用規定

4 社債権者集会

(1) 決議事項の許可

社債権者集会において法定決議事項以外の事項を決議する場合における裁判所による許可の制度は、廃止するものとする。

〔関連規定〕 商法 319 条

(2) 特別決議の成立要件

a 案 定足数を廃止し、出席社債権者の債権の総額の〔3分の2以上〕であって、総社債権者の債権の総額の〔20〕パーセント以上にあたる債権を有する者の同意をもって決議の成立要件とする。

b 案 定足数の算定の分母には、債券の供託がされない無記名社債を含まないこととする。

c 案 仮決議の制度を設ける。

〔関連規定〕 商法 324 条

5 一株に満たない端数の処理

新株予約権の行使により一株に満たない端数が生ずる場合、新株予約権付社債の行使に際して償還金の一部を払込みに充てない場合の処理については、原則として端数等に相当する価額を金銭で償還することとし、あらかじめその価額を償還しない旨を定めることをも認めるものとする。

(注) 商法 341 条ノ3 第1項7号に係る新株予約権付社債につきその発行価額と行使に際して払い込むべき価額とを同額としなければならないとする規制は、廃止するものとする。

〔関連規定〕 商法 220 条、341 条ノ3 第1項7号・8号・2項等

6 強制転換条項付新株予約権付社債

一定の事由の発生又は取締役会の決議により、社債の償還金により払込みがされたものとみなすことのできる転換社債型新株予約権付社債の制度を創設し、次のような措置を講ずるものとする。

(1) 新株予約権付社債の発行決議において、強制転換条項を付す旨及び強制転換事由をも定めるものとする。

(2) 転換手続については、強制転換条項付株式と同様のものとする。

(3) 無記名式の強制転換条項付新株予約権付社債が転換された場合において、株主を把握することができない株式が生じたときは、当該株式については、株主が株主名簿に記載されるまでの間は招集通知等の送付をすることを要しないこととするほか、株主が所在不明の場合と同様の取扱いをするものとする。

(注) (3)の株式を売却するには、転換後5年が経過することを要するものとする。どうか。

7 組織再編行為に際しての新株予約権等の承継

(1) 承継の手続

合併・分割の場合についても、株式交換の場合と同様、新株予約権の承継の手続を明確化するものとし、次に掲げる新株予約権者は買取請求権を行使することができるものとする。

発行条項に定めがある場合にあっては、当該定めの内容に沿わない取扱いがされる新株予約権者

発行条項に定めがない場合にあっては、承継される新株予約権者（承継されない新株予約権者は行使することができない。）

（注） 新株予約権付社債に付せられた新株予約権の買取請求の在り方については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 352 条 3 項等

(2) 株式交換・株式移転の際の新株予約権付社債の承継

株式交換・株式移転の際に、新株予約権付社債についても、当該新株予約権付社債権者の保護手続を設けた上で、承継を認めるものとする。

（注） 株式交換により新株予約権付社債を承継する完全親会社となる会社において債権者保護手続を要するものとするかどうかは、なお検討する。

8 新株予約権付社債の譲渡等

新株予約権付社債について、無記名式に加え、対抗要件、権利移転について、株式と同様の取扱いがされるものを創設するものとする。

（注 1） 「株式と同様」とは、次のような性質を有するものをいう。

社債の移転には社債券の交付を必要とする（商法 205 条 1 項参照）。

取得者の氏名及び住所を社債原簿に記載しなければ、会社に対して対抗することができない（商法 206 条 1 項参照）。

社債券の占有により権利が推定される（商法 205 条 2 項参照）。

善意取得が認められる（商法 229 条，小切手法 21 条参照）。

略式質と登録質の制度を認める（商法 207 条，209 条参照）。

（注 2） 普通社債についても、同様の手当てを講ずるものとする。

（注 3） 新株予約権付社債につき、新株予約権と同様の譲渡制限制度を認めるものとする。

（注 4） 現行の記名社債に係る規定の整備・整理については、なお検討する。

9 社債の銘柄統合

発行日等が異なる 2 以上の種類の社債を、1 種類の社債として取り扱うこと（「銘柄統合」）を認め、次のような手続を設けるものとする。

(1) 当初の社債契約において、社債の総額が増加すべきこと及びその上限、その際に社債の内容を変更するときは、変更後の内容を定めていることを条件とする。ただし、これらの定めがない場合には、社債権者集会の決議により社債契約を変更することを妨げない。

(2) 社債につき社債管理会社を設置しているときは、銘柄統合後の社債管理会社を定めなければならないものとし、統合後の社債を発行するとすれば社債管理会社の設置が強制されるときには、社債管理会社を設置すべきものとする。

(3) 銘柄統合をするには、発行会社における銘柄統合の取締役会の決議、銘柄統合が行われる旨の社債権者への通知又は公告を要する。

(注) 「銘柄統合」の効果としては、社債権者集会の開催をする上で1種類となること、統合後の社債全体を平等に取り扱うべきこと等が挙げられる。

10 社債権者による書面投票制度

社債契約に定めがある場合に限り、社債権者集会で決議をすべき事項について社債権者集会の開催を要せず、書面投票（電磁的方法による投票を含む。以下同じ。）により社債権者集会の決議の成立を認めるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注1) 書面投票により決議することができる事項については、次のいずれかの案が考えられるかどうか。

a案：制限なし

b案：代表者の選解任及び代表者への委任事項の変更に限る

(注2) 決議要件は、社債権者集会を開催した場合と同じ要件とし、書面投票をした者のみ、出席した社債権者とみなすものとする。

(注3) 社債権者集会の招集権者の招集権は、契約等によっても奪えないものとする。

(注4) 書面投票の場合においても、裁判所の認可により効力を生ずるものとする。

第7 組織再編関係

1 対価柔軟化

吸収合併，吸収分割及び株式交換の場合において，消滅会社等の株主等に対して，存続会社等の株式を交付せず，金銭その他の財産を交付すること（いわゆる「合併対価の柔軟化」）を認めるものとする。

（注1） 「消滅会社等の株主等に対して交付する合併対価等の価額及びその内容を相当とする理由を記載した書面」を開示すべき資料に加えるものとする。

（注2） 株式以外の対価を用いて株式交換を行う際に債権者保護手続を要するものかどうかについては，なお検討する。

（注3） 各種の組織再編行為につき，対価の適正性調査のための制度を設けるかどうかについては，なお検討する。

2 簡易組織再編行為

(1) 簡易組織再編行為の要件

簡易組織再編行為の要件の基準を，存続会社等の譲受け側については発行済株式総数の〔20〕パーセントに，分割会社については総資産の〔20〕パーセントに，緩和するものとする。

（注1） 緩和の要件の程度については，なお検討する。

（注2） 営業の重要な一部の譲渡についても，会社分割における分割会社と同様の要件で，簡易な手続を許容するものとする。

（注3） 簡易合併等の要件の該当性は，交付する株式数の発行済株式総数に対する割合と交付する存続会社等の株式以外の対価の純資産額に対する割合との合計をもって判断するものとし，現行の合併交付金に関する基準は廃止するものとする。

（注4） 反対株主による異議の要件（現行法は，総株主の議決権の6分の1）の見直しの要否については，なお検討する。

（注5） 組織再編行為以外の新株発行等につき，一定の割合を超える発行等をする場合において，反対株主による異議手続その他の手続を設けるかどうかについては，なお検討する。

〔関連規定〕 商法 358 条，374 条ノ 6，374 条ノ 22，374 条ノ 23，413 条ノ 3 等

(2) 譲渡制限株式会社についての取扱い

譲渡制限株式会社における当該譲渡制限株式会社の株式の発行又は移転を伴う組織再編行為については，要件に合致する場合であっても株主総会の決議を要するものとする。

3 略式組織再編行為

支配関係のある会社間で組織再編行為を行う場合には、被支配会社における株主総会の決議を要しないものとする簡易手続を設けるものとする。

(注1) 「支配関係のある会社間」の要件としては、例えば、総株主の議決権の9割以上を保有している状態等にある会社間とすることが考えられる。

(注2) 対価の種類によって手続を区別するかどうかについては、なお検討する。

(注3) 少数株主の保護のための差止め制度その他の制度の整備の要否については、なお検討する。

(注4) このような制度を設ける場合において、さらにある株主が新たに〔9割〕以上の議決権を保有することとなった場合における他の少数株主から当該支配株主又は会社に対する株式の買取請求、ある株主が〔9割〕以上の議決権を保有する場合において、当該支配株主から他の株主に対する株式の売渡請求等の制度を設けるかどうかについては、なお検討する。

4 効力発生

吸収合併又は吸収分割については、登記時ではなく、当該組織再編行為を行う会社間で定めた一定の日においてその効力が生ずるものとする。

(注1) 効力の発生日については、公告により広く知らしめることとし、期日を変更する場合や中止をする場合においては、その旨を公告すべきものとする方向で検討する。

(注2) 効力の発生後、登記までの間の利害関係人の保護等のため、所要の措置を講ずるものとする。

(注3) 株式移転その他の新たに会社を設立する類型の組織再編行為の効力発生時等の見直しの可否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 102 条，416 条 1 項，374 条ノ 25

5 人的分割における財源規制

人的分割について、例えば、「物的分割 + 剰余金の分配」という構成にするかどうかについては、なお検討する。

(注) 人的分割につき、このような構成にした場合においても、交付される財産が新設会社又は承継会社の株式のみの場合等一定の場合については、例外を設けるものとする。

第8 清算関係

1 清算手続への裁判所の関与

清算手続は裁判所の監督に服するものとする規定を削除し、清算人の氏名等の裁判所への届出並びに財産目録及び貸借対照表の裁判所への提出の制度を廃止するものとする。

〔関連規定〕 商法 418 条，419 条，非訟事件手続法 136 条ノ 2

2 清算中の会社の機関

(1) 清算中の株式会社の清算人会

清算中の株式会社には、清算人会の設置を義務付けないものとする。

(注) 清算人の員数は、一人以上で足りる。

(2) 清算中の株式会社の監査役

解散時に大会社であった清算中の株式会社

a 案 監査役を〔2 人〕以上設置することを義務付ける。

案 社外監査役を〔1 人〕以上設置することを義務付ける。

案 社外監査役の設置を義務付けない。

b 案 監査役を 1 人以上設置することを義務付ける。

(注) 「監査役会」その他大会社の監査役に係る規定（員数 3 人以上，常勤監査役）は適用しないものとする。

以外の清算中の株式会社

a 案 監査役の設置を義務付けない。

b 案 解散時に譲渡制限株式会社であった清算中の株式会社には、監査役の設置を義務付けない。

(注) 株主数 1,000 人以上の清算中の株式会社には、参考書類の送付及び書面投票制度の採用を義務付けるものとする。

〔関連規定〕 商法特例法 18 条，19 条 1 項，21 条の 35 第 4 項

3 清算中の会社がすべき公告

(1) 債権申出の公告

債権申出の公告については、1 回で足りるものとする。

(注) 債権申出期間を例えば 1 月に短縮するかどうかについては、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 421 条

(2) 清算中の会社の決算公告

清算中の会社の決算公告は、廃止するものとする。

〔関連規定〕 商法 430 条 2 項

4 清算中の会社の配当等

(1) 残余財産分配の現物交付

金銭以外の財産による残余財産分配が可能であることを明確化するとともに、各株主は、分配を受けることができる残余財産に代えてその価額に相当する額の金銭の分配を請求することができるものとする。

〔関連規定〕 商法 425 条

(2) 会社財産の株主に対する払戻し

清算中の会社は、残余財産の分配を除き、利益配当、自己株式の取得その他株主に対する金銭等の支払をすることができないものとする。

(注1) 合併の場合には、存続会社を買取請求に応ずる義務を負うことから、株式の買取請求権を行使することができるものとし、合併以外の場合においては、株式の買取請求権を行使することができないものとする。

(注2) 清算中の株式会社が分割会社となる人的分割及び完全子会社となる株式交換を認めることの要否については、なお検討する。

〔関連規定〕 商法 245 条ノ2 第1項ただし書

5 清算終了登記後の資料の保存者

清算終了後の重要な資料の保存については、原則として、清算終了時の清算人がその義務を負うものとする。

(注) 利害関係人が資料の保存者の選任を裁判所に請求する制度は、清算人がいなくなった場合等のための制度として整理するものとする。

〔関連規定〕 商法 429 条

第9 その他

1 子会社に関する規定

会社法（仮称）中の「子会社」には，株式会社・有限会社のみならず，親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする。

（注1） 連結計算書類を作成する会社の監査役・会計監査人の子会社及び連結子会社の調査権に関する規定を整理するとともに，例えば，社外取締役・社外監査役の要件，監査役等の兼任禁止の範囲，定款・計算書類等の閲覧・謄写請求権を行使することができる範囲等について見直しを行うものとする。

（注2） 子会社による親会社株式の取得の禁止の範囲，相互保有の場合の議決権の制限等については，なお検討する。

〔関連規定〕 商法特例法1条の2第4項，7条3項等

2 会社整理・特別清算

会社整理・特別清算の在り方については，倒産法部会における検討に委ねるものとする。

第5部 外国会社関係

1 擬似外国会社

a案 商法482条中の「同一ノ規定」とは、会社の設立に関する規定を含む会社に係る商法等の規定の全部を指すものとして制度を整理し、擬似外国会社については、その法人格を否認するものとする。

b案 商法482条を削除し、擬似外国会社であっても、通常の外国会社と同様の取扱いをするものとする。

〔関連規定〕 商法482条

2 外国会社の日本における代表者

外国会社の日本における代表者について、そのうち少なくとも1名は日本に住所を有しなければならないが、そのすべてが日本に住所を有することまでは要しないものとする。

(注) 日本における代表者の退任手続に関して所要の見直しを行うものとする。

〔関連規定〕 商法479条1項、483条ノ3

第6部 その他

1 新たな会社類型

出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるというような特徴を有する新たな会社類型を創設する方向で検討する。

(注) 新たな会社類型の規律の骨子として、次のようなものが考えられるがどうか。

1 会社の内部の関係

(1) 会社の内部の関係は、基本的に合名会社の規律に準ずるものとする。

例えば、社員の入社、持分の譲渡、会社成立後の定款変更は、原則として総社員の一致によるものとする(商法72,73条参照)。

(2) 各社員は、やむを得ない事由があるときは、定款の定めにかかわらず、退社(社員たる資格を消滅させること)できるものとし(商法84条参照)、解散判決及び除名についても、合名会社と同様の制度を設けるものとする(商法86条,112条参照)。

(注) 譲渡による投下資本の回収は、制度として保障しないものとする。

(3) 原則として、社員全員が会社の業務を執行する権限を有するものとし、定款又は総社員の同意により社員の一部を業務執行者として定めることができるものとする。

(注) 社員である法人が業務執行者となる場合の規律については、法人無限責任社員(第3部・3)を認める場合の規律の在り方と併せてなお検討する。

2 会社の外部との関係

(1) 社員の出資については、全額払込制度を採用し、各社員はその限りにおいて責任を負うものとする(有限責任)。

(注) 社員が出資できるものは、金銭その他の財産に限るものとする(商法150条)。

(2) 貸借対照表及び損益計算書の作成を義務づけるものとし、債権者にはそれらの閲覧請求権を与えるものとする。

(3) 剰余金の分配については、株式会社と同様の資本制度を採用し、株式会社と同様の財源規制を課すものとする。

(4) 業務執行者の第三者に対する責任について、株式会社の取締役の第三者に対する責任の規定(商法266条ノ3参照)と同様の規定を設けるものとする。

(注) 業務執行者以外の社員の対第三者責任の在り方については、なお検討する。

(5) 社員の退社による持分の払戻しについては、次のいずれかの規律を設けることが考えられる。

a案 社員の退社による持分の払戻しについても、財源規制を適用し、払い戻すべき価額が会社に現に存する剰余金の額を超える場合には、債権者保護手続(資本減少の手続に相当するもの)を行うものとする。

b案 社員の退社による持分の払戻しについては、財源規制を適用せず(払い戻す価額は、会社の計算書類上の純資産額に拘束されない。)、退社に際して清算に準じた債権者保護手続を行うものとする。

(注) いずれの案を採用する場合においても、会社が債権者保護手続を行わない場合における退社員の保護、違法な払戻しをした場合における業務執行者、退社員等の責任の在り方等については、なお検討する。

2 罰則

会社法制に係る罰則規定の見直しの要否については、なお検討する。

3 関連規定の整備

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。